

山梨県公報

号外第八十号

平成十九年

十二月十八日

火曜日

目次

規則

山梨県貸金業の規制等に関する法律施行細則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一

山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………二

規則

山梨県規則第五十四号

山梨県貸金業の規制等に関する法律施行細則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年十二月十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県貸金業の規制等に関する法律施行細則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

(山梨県貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 山梨県貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和五十八年山梨県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県貸金業法施行細則

第一条中「貸金業の規制等に関する法律(一)」を「貸金業法(一)」に、「貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)」を「貸金業法施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)」に、「貸金業の規制等に関する法律施行規則」を「貸金業法施行規則」に改める。

第二条中「の各号」及び「の当該各号」を削り、同条の表四の項中「第四十一条の二」を「第二十四条の六の九」に改める。

第三条中「商工労働観光部」を「商工労働部」に改める。

第四条中「第三十五条第二項及び第四十二条第三項」を「第二十四条の六の第十第五項」に改める。

別記様式中「貸金業の規制等に関する法律第35条第1項又は第42条第2項」を「貸金業法第24条の6の10第3項又は第4項」に、「貸金業協会又は貸金業者」を「貸金業者又は当該貸金業者の貸付に係る契約について保証契約を締結した保証業務者」に、「又は当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者」に、「又は貸金業協会」を「又は当該貸金業者の貸付に係る契約について保証契約を締結した保証業務者」に、「又は当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者」に改める。

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

第二条 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の五の表商業振興金融課の項第七号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号3及び4を次のように改める。

3	第二十四条の六の三の規定による貸金業者に対する業務改善命令		
4	第二十四条の六の四第一項の規定による貸金業者の業務停止命令		

別表第二の五の表商業振興金融課の項第七号5中「第三十六条」を「第二十四条の六の四第二項」に、「業務停止命令」を「役員解任命令」に改め、同号6中「第三十七条第一項」を「第二十四条の六の五第一項」に改め、同号7中「第三十八条第一項」を「第二十四条の六の六第一項」に、「所在不明者」を「所在不明者等」に改め、同号8中「第四十二条第一項」を「第二十四条の六の十第一項」に改め、同号9中「第四十二条第二項」を「第二十四条の六の十第二項」に、「貸金業者」を「保証業者及び受託業者」に、「立入検査」を「報告の徴収」に改め、同号9の次に次のように加える。

10	第二十四条の六の十第三項の規定による貸金業者に対する立入検査		
11	第二十四条の六の十第四項の規定による保証業者及び受託業者に対する立入検査		
12	第二十四条の六の十一第二項の規定による社内規則		

の作成及び変更の命令

13 第二十四条の六の十一第三項の規定による社内規則の作成及び変更の承認

14 第二十四条の六の十一第四項の規定による社内規則の変更及び廃止の承認

附則

この規則は、平成十九年十二月十九日から施行する。

山梨県規則第五十五号

山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年十二月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

山梨県職業訓練手当支給規則（昭和三十八年山梨県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「五十日」を「四十日」に改める。

別表第一第二号中「聴力損失が八〇デシベル」を「聴力レベルが九〇デシベル」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県職業訓練手当支給規則第二条第四項の規定は、平成十九年十月一日から適用する。